

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和7年8月分）

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
1 20250801	中部陸送株式会社(法人番号4180001014936) 代表者田村隆一	愛知県名古屋市中南区南野2丁目215	本社営業所	愛知県名古屋市中南区南野2丁目215	輸送施設の使用停止(10日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和6年10月3日、監査方針に基づいて、監査を実施。8件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項並びに第3項)、(3)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)業務の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(5)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(6)運行指示書の記載事項等の不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1項)、(7)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(8)一般講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)	1	1
2 20250820	三紅運輸有限会社(法人番号5190002008844) 代表者近藤輝矢	三重県伊勢市小俣町宮前725-2	本社営業所	三重県伊勢市小俣町宮前725-2	輸送施設の使用停止(89日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項	令和6年12月19日、死亡事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施。10件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(3)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)業務の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(5)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(6)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(7)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(8)運転者に対する指導監督記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(9)特定の運転者に対する指導義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(10)事業実績報告書未提出(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	9	9

※事業者点数は、行政処分等の年月日時時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和7年8月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
3	20250822	有限会社徳友エクスプレス（法人番号8480002012475）代表者濱政弘	徳島県板野郡北島町太郎八須字新開1番地14	愛知営業所	愛知県愛西市西保町内数馬13番1	輸送施設の使用停止（40日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和6年10月16日、監査方針に基づいて、監査を実施。7件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項並びに第3項)、(3)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)業務の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(5)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(6)事故の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の2)、(7)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1項)	4	4
4	20250822	名古屋千里運輸株式会社（法人番号5180001076273）代表者川西通公	愛知県小牧市大字東田中字東島2066-1	本社営業所	愛知県小牧市大字東田中字東島2066-1	輸送施設の使用停止（10日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業法施行規則第7条第1項第3号	令和6年10月29日、重傷事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施。8件の違反が認められた。(1)事業計画事後届出違反(貨物自動車運送事業法施行規則第7条第1項第3号)、(2)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第6号)、(3)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(4)点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(5)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(6)業務の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(7)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1項)、(8)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	1	1

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者（中部運輸局管内の全ての営業所）に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和7年8月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
5	20250825	有限会社大輪輸送（法人番号3180002033787）代表者川口明広	愛知県名古屋市中川区春田四丁目123	一宮共配センター営業所	一宮市大和町戸塚字宮崎西1-1	輸送施設の使用停止（40日車）	貨物自動車運送事業法第15条第3項	令和6年9月27日、監査方針に基づいて、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)過積載運行禁止違反(貨物自動車運送事業法第15条第3項)、(2)過積載運送防止の指導及び監督の怠慢(貨物自動車運送事業輸送安全規則第4条)	4	4

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者（中部運輸局管内の全ての営業所）に付されている点数の総和を表す。